

決 定 要 旨

被 審 人 (本店) 東京都港区芝大門二丁目 5 番 5 号
(商号) メビックス株式会社

上記被審人に対する平成 22 年度 (判) 第 34 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 10,999,999 円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 23 年 3 月 22 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 23 年 1 月 19 日

金融庁長官 三國谷勝範

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

(別紙1) 課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項各号に掲げる事実
金融商品取引法178条第1項第4号に該当

被審人は、東京都港区芝大門二丁目5番5号に本店を置き、その発行する株券が東京証券取引所マザーズ市場に上場されていた会社(平成21年8月26日上場廃止)であるが、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書(以下「開示書類」という。)を提出したものである。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成18年 1月30日	第5期事業年度 中間連結会計 期間に係る半 期報告書	平成17年5月1日 ～平成17年10月31 日の中間連結会計 期間	中間連結 損益計算書	連結中間純損 益が▲54百万 円であるところ を94百万円 と記載	・売上の前倒し 計上 等
				中間連結 貸借対照表	連結純資産額 に相当する「資 本合計」欄が 298百万円であ るところを447 百万円と記載	
2	平成18年 7月28日	第5期事業年度 連結会計期間 に係る有価証 券報告書	平成17年5月1日 ～平成18年4月30 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損 益が▲65百万 円であるところ を224百万 円と記載	・売上の前倒し 計上 等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
3	平成19年 1月30日	第6期事業年度 中間連結会計 期間に係る半 期報告書	平成18年5月1日 ～平成18年10月31 日の中間連結会計 期間	中間連結 損益計算書	連結中間純損 益が▲49百万 円であるところ を109百万 円と記載	・売上の前倒し 計上 等
				中間連結 貸借対照表	連結純資産が 1,663百万円 あるところを 2,112百万円 と記載	
4	平成19年 7月30日	第6期事業年度 連結会計期間 に係る有価証 券報告書	平成18年5月1日 ～平成19年4月30 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損 益が▲96百万 円であるところ を222百万 円と記載	・売上の前倒し 計上 等
				連結 貸借対照表	連結純資産が 1,624百万円 あるところを 2,233百万円 と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
5	平成 20 年 1 月 30 日	第 7 期事業年度 中間連結会計 期間に係る半 期報告書	平成 19 年 5 月 1 日 ～平成 19 年 10 月 31 日の中間連結会計 期間	中間連結 損益計算書	連結中間純損 益が▲298 百万 円であるところ を 111 百万 円と記載	・売上の前倒し 計上 等
				中間連結 貸借対照表	連結純資産が 1,335 百万円 あるところを 2,354 百万円と 記載	
6	平成 20 年 7 月 30 日	第 7 期事業年度 連結会計期間 に係る有価証 券報告書	平成 19 年 5 月 1 日 ～平成 20 年 4 月 30 日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産が 1,770 百万円 あるところを 2,340 百万円と 記載	・売上の前倒し 計上 等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
7	平成20年 9月12日	第8期事業年度 第1四半期連結 会計期間に係 る四半期報告 書	平成20年5月1日 ～平成20年7月31 日の第1四半期連結 累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純 損益が▲149百 万円であると ころを18百万 円と記載	・売上の前倒し 計上 等
			平成20年5月1日 ～平成20年7月31 日の第1四半期連結 会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産が 1,565百万円で あるところを 2,303百万円と 記載	
8	平成20年 12月12日	第8期事業年度 第2四半期連結 会計期間に係 る四半期報告 書	平成20年5月1日 ～平成20年10月31 日の第2四半期連結 累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純 損益が▲322百 万円であると ころを10百万 円と記載	・売上の前倒し 計上 等
			平成20年8月1日 ～平成20年10月31 日の第2四半期連結 会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産が 1,392百万円で あるところを 2,295百万円と 記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
9	平成21年 3月13日	第8期事業年度 第3四半期連結 会計期間に係 る四半期報告 書	平成20年5月1日 ～平成21年1月31 日の第3四半期連結 累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純 損益が▲347百 万円であると ころを44百 万円と記載	・売上の前倒し 計上 等
			平成20年11月1日 ～平成21年1月31 日の第3四半期連結 会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産が 1,365百万円 あるところを 2,239百万円 と記載	
10	平成21年 7月30日	第8期事業年度 連結会計期間 に係る有価証 券報告書	平成20年5月1日 ～平成21年4月30 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損 益が▲564百万 円であるところ を232百万 円と記載	・売上の前倒し 計上 等
				連結 貸借対照表	連結純資産が 1,166百万円 あるところを 2,069百万円 と記載	

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを示す。

(別紙2) 法令の適用

別紙1の表に掲げる事実につき

番号1

平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第172条の2第2項前段、金融商品取引法第24条の5第1項、証券取引法の一部を改正する法律（平成17年法律第76号）附則第5条第2項

番号2

旧金融商品取引法第172条の2第1項本文、金融商品取引法第24条第1項、証券取引法の一部を改正する法律（平成17年法律第76号）附則第5条第2項

番号1及び同2は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに旧金融商品取引法第185条の7第2項、第18項を適用する。

番号3

旧金融商品取引法第172条の2第2項前段、金融商品取引法第24条の5第1項

番号4

旧金融商品取引法第172条の2第1項本文、金融商品取引法第24条第1項

番号3及び同4は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに旧金融商品取引法第185条の7第2項を適用する。

番号5

旧金融商品取引法第172条の2第2項前段、金融商品取引法第24条の5第1項

番号 6

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項本文、金融商品取引法第 24 条第 1 項

番号 5 及び同 6 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに旧金融商品取引法第 185 条の 7 第 2 項を適用する。

番号 7、同 8 及び同 9

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 2 項前段、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項

番号 10

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項本文、金融商品取引法第 24 条第 1 項

番号 7、同 8、同 9 及び同 10 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに旧金融商品取引法第 185 条の 7 第 2 項を適用する。

○ (別紙 3) 課徴金の計算の基礎

別紙 1 に掲げる事実につき

番号 1 及び同 2

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項、同第 2 項及び平成 17 年法律第 76 号附則第 5 条第 2 項の規定により、被審人の第 5 期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 2 を乗じて得た額 (446,383 円)

が

2,000,000 円

を超えないことから、

同半期報告書については、2,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である

1,000,000 円

同有価証券報告書については、2,000,000 円

となるが、同半期報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第 5 期事業年度に係るものであることから、旧金融商品取引法第 185 条の 7 第 2 項の規定により、2,000,000 円を個別決定ごとの算出額に基づき按分（同第 18 項の規定により 1 円未満の端数切捨て）することとなり、

同半期報告書に係る課徴金の額は

$$2,000,000 \times 1,000,000 / (1,000,000 + 2,000,000) = 666,666 \text{ 円}$$

同有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$2,000,000 \times 2,000,000 / (1,000,000 + 2,000,000) = 1,333,333 \text{ 円}$$

となる。

番号 3 及び同 4

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 6 期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額（484,790 円）

が

3,000,000 円

を超えないことから、

同半期報告書については、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である

1,500,000 円

同有価証券報告書については、3,000,000 円

となるが、同半期報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第 6 期事業年度に係るものであることから、旧金融商品取引法第 185 条の 7 第 2 項の規定により、3,000,000 円を個別決定ごとの算出額に基づき按分することとなり、

同半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 1,000,000 \text{ 円}$$

同有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 2,000,000 \text{ 円}$$

となる。

番号 5 及び同 6

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第

7 期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (218,169 円)

が

3,000,000 円

を超えないことから、

同半期報告書については、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である

1,500,000 円

同有価証券報告書については、3,000,000 円

となるが、同半期報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第 7 期事業年度に係るものであることから、旧金融商品取引法第 185 条の 7 第 2 項の規定により、3,000,000 円を個別決定ごとの算出額に基づき按分することとなり、

同半期報告書に係る課徴金の額は

$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 1,000,000$ 円

同有価証券報告書に係る課徴金の額は

$3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 2,000,000$ 円

となる。

番号 7、同 8、同 9 及び同 10

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 8 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 1 四半期報告書」という。）、同事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 2 四半期報告書」という。）、同事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 3 四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額について、個別決定ごとの算出額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (70,283 円)

が

3,000,000 円

を超えないことから、

第 1 四半期報告書については、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である

1,500,000 円

第 2 四半期報告書については、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である

1,500,000 円

第 3 四半期報告書については、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である

1,500,000 円

同有価証券報告書については、3,000,000 円

となるが、第 1 四半期報告書、第 2 四半期報告書、第 3 四半期報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第 8 期事業年度に係るものであることから、旧金融商品取引法第 185 条の 7 第 2 項の規定により、3,000,000 円を個別決定ごとの算出額に基づき按分することとなり、

第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000 + 3,000,000) \\ = 600,000 \text{ 円}$$

第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000 + 3,000,000) \\ = 600,000 \text{ 円}$$

第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000 + 3,000,000) \\ = 600,000 \text{ 円}$$

同有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000 + 3,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

となる。